

令和3年4月30日

保護者 様

県立津名高等学校
校長 仲山 惠博

緊急事態宣言に伴う学校の対応について

4月25日に兵庫県に緊急事態宣言が発令され、4月26日に学校としての対応文書をお渡ししたところですが、このたび県の対策本部から追加の対策(主に部活動)が示されましたので、あらためて学校の対応について連絡させていただきます。

記

1 教育活動【令和3年4月26日(月)～令和3年5月11日(火)】

- (1) 県外における活動(修学旅行を含む)は、行いません。
- (2) 校外から大人数を呼び込むような校内行事(授業参観等)は、原則、自粛します。
- (3) 下記の感染防止対策を徹底します。

【登校時】

- ・生徒に毎日の登校前の健康観察(検温)の徹底をお願いします。生徒、同居の家族に発熱等の風邪症状や、PCR検査を受けている者がいる場合は登校させないでください。

【教育活動時】

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえで実施します。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとります。
- ・マスクの着用を徹底します。必要に応じてフェイスシールドを着用します。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
- ・教室等において、適切な温度管理等に十分留意し換気を行うとともに、消毒を行います。
- ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行いません。
- ・生徒に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

2 部活動【令和3年4月29日(木)～令和3年5月11日(火)】

- (1) 原則休止
- (2) ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加は可とする。
- (3) 大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策(教育活動における感染防止対策を含む)を徹底のうえ、以下のとおりとする。
 - ・活動場所は、自校及びその周辺のみとする
ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなす
 - ・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする(「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」)
 - ・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない